

（第96号議案）

中野区消費生活センター条例新旧対照表

改正案			現行		
第1条（略） （名称、位置及び所管区域）			第1条（略） （名称、位置及び所管区域）		
第2条 消費生活センターの名称、位置及び所管区域は、次のとおりとする。			第2条 消費生活センターの名称、位置及び所管区域は、次のとおりとする。		
名称	位置	所管区域	名称	位置	所管区域
中野区消費生活センター	東京都中野区中野四丁目11番19号	（略）	中野区消費生活センター	東京都中野区中野四丁目8番1号	（略）
第3条・第4条（略） 附則（略） 附則 <u>この条例は、令和6年5月7日から施行する。</u>			第3条・第4条（略） 附則（略）		